

第89期 定時株主総会招集ご通知

Going ahead
with you

日時

平成30年6月22日(金曜日)午前10時(受付開始 午前9時)

[郵送またはインターネットによる議決権行使期限]

平成30年6月21日(木曜日)午後5時30分まで

場所

大阪市浪速区桜川四丁目4番26号

当社 本社11階会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)継続についての承認の件

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

ここに第89期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

本年度からスタートする「V2020」フェーズ3では、グループ力を結集し、変化の激しい時代への対応と「V2020」の成果を確実なものにしつつ、次なる成長を目指します。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年6月

代表取締役社長 新田 元庸



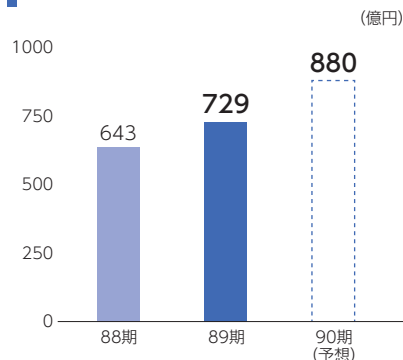
● 株主の皆様へ	1
● 第89期定時株主総会招集ご通知	3
● 株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 取締役1名選任の件	7
第3号議案 監査役1名選任の件	8
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	9
第5号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)継続についての承認の件	10

第89期定時株主総会招集ご通知添付書類	
● 事業報告	25
1 企業集団の現況に関する事項	25
2 会社の株式に関する事項	36
3 会社の新株予約権等に関する事項	37
4 会社役員に関する事項	38
5 会計監査人の状況	41
6 会社の体制及び方針	42
● 連結計算書類	47
● 計算書類	51
● 監査報告書	54

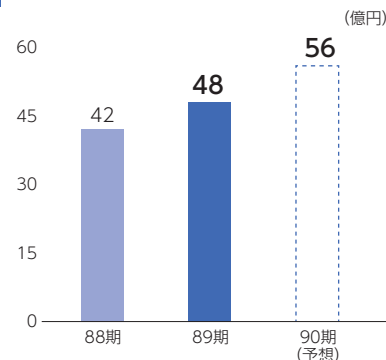
● 連結決算ハイライト

売上高	729億円	前年度比 13.4%増
営業利益	48億円	前年度比 13.4%増
経常利益	115億円	前年度比 19.1%増
親会社株主に帰属する当期純利益	91億円	前年度比 16.2%増

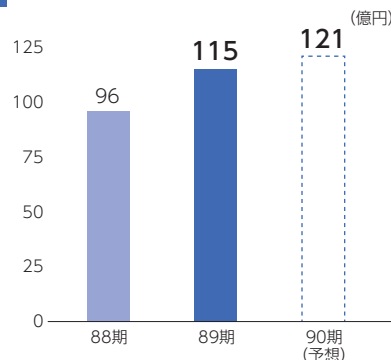
売上高



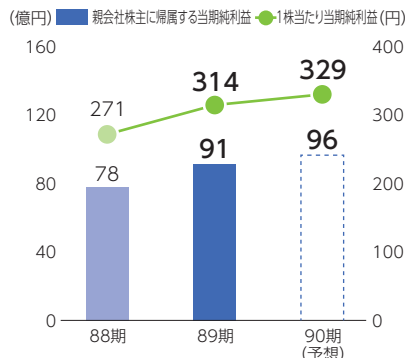
営業利益



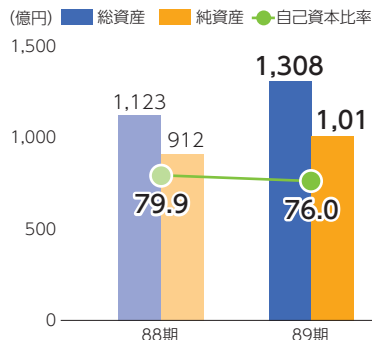
経常利益



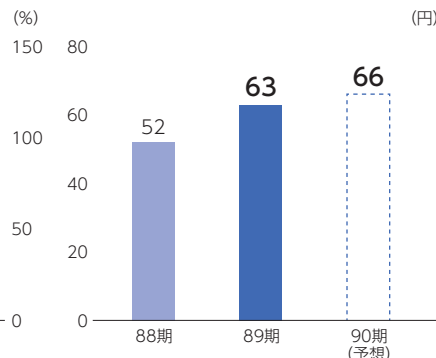
親会社株主に帰属する当期純利益 / 1株当たり当期純利益



総資産 / 純資産 / 自己資本比率



1株当たり配当金



本資料に記載されている内容は、将来に関する前提、見通し、計画に基づく予想が含まれており、当社としてその実現を約束する趣旨のものではありません。実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

株 主 各 位

[証券コード 5186]

平成30年6月5日

大阪市浪速区桜川四丁目4番26号

ニッタ株式会社

代表取締役社長 新田 元庸

第89期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第89期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして、後述のご案内に従って平成30年6月21日(木曜日)午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- ① 日 時 平成30年6月22日(金曜日)午前10時
- ② 場 所 大阪市浪速区桜川四丁目4番26号
当社 本社11階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)
- ③ 目的事項 報告事項
- 第89期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第89期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)継続についての承認の件 |

以上

議決権行使についてのご案内

当日ご出席の場合



本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主様でない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいますようお願いいたします。

※書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

その他本招集ご通知に関する事項

- ①連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nitta.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には、記載しておりません。
- ②会計監査人、監査役会が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

ご案内

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送またはインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nitta.co.jp/>)において掲載することにより、お知らせいたします。

当日ご出席願えない場合



書面による 議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月21日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。



インターネット等による 議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、5頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧の上、平成30年6月21日(木曜日)午後5時30分までにご行使してください。

インターネット等による議決権行使のご案内



インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

パソコンまたはスマートフォンの場合

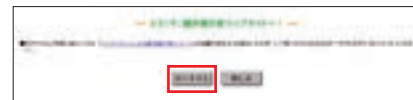
- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。
- インターネットによる議決権行使は、**平成30年6月21日(木曜日)午後5時30分まで**受付いたします。
(議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。)
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)は株主様のご負担となります。

複数回にわたり行使された場合の議決権行使の取り扱い

- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- インターネットによって複数回数、またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

[アクセス手順]

①WEBサイトへアクセス



②ログインする



③パスワードの入力



④以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人
三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート



0120-652-031 [受付時間(午前9時~午後9時)]

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置づけ、企業体質の強化・充実を図りつつ、業績に応じた適正な利益配分を行うことを基本方針としております。具体的には、通期業績と先行きの業績見通しをベースとして、連結配当性向等を勘案し、更には一定の水準維持をも念頭に、株主還元に取り組んでまいります。内部留保金につきましては、長期的な視点に立って、研究開発投資、新規事業への投資、製造設備の増強・合理化投資など企業価値の増大の諸施策に活用してまいります。

第89期期末配当につきましては、上記基本方針に基づいて、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金36円

配当総額 1,053,277,632円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、普通株式1株につき金63円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成30年6月25日

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役 西村修氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本取締役候補者は西村修氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

よ し だ た か ひ こ
吉 田 隆 彦

(昭和37年2月20日生)

新 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和61年4月 当社入社
平成23年4月 当社テクニカルセンター開発研究グループ部長
平成29年4月 当社テクニカルセンター副センター長兼開発研究グループ上席部長
平成29年6月 当社執行役員テクニカルセンター副センター長兼開発研究グループ長
平成30年4月 当社執行役員テクニカルセンター副センター長兼開発研究グループ長
兼知的財産グループ長(現任)



所有する当社の株式の数

74百株

取締役候補者とした理由

吉田隆彦氏は永く研究開発に取り組み、豊富な経験と高い専門性を積み重ねています。また、平成29年6月からは当社執行役員を務めております。これらの経験と実績を活かし、取締役として当社の経営に対して適切な監督を行い、企業価値の向上に寄与できる人材と判断したため、この度、取締役候補者といたしました。

(注) 吉田隆彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 正殿博章氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本監査役候補者は正殿博章氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

て し ま つ ね あ き
手島 恒明 (昭和35年10月21日生)

新 任

社外監査役候補者

独立役員候補者

略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和58年4月 日本生命保険相互会社入社
平成22年3月 同社執行役員商品開発部長
平成23年3月 同社執行役員仙台支社長兼東北総合法人部長兼震災復興局
平成26年3月 同社常務執行役員代理店営業本部長兼金融法人本部長
平成26年7月 同社取締役常務執行役員代理店営業本部長兼金融法人本部長
平成29年3月 同社取締役専務執行役員代理店営業本部長兼金融法人本部長
平成30年3月 同社取締役(現任)
平成30年3月 株式会社ニッセイ基礎研究所取締役
平成30年4月 同社代表取締役社長(現任)



— 所有する当社の株式の数 —

— 百株 —

社外監査役候補者とした理由

手島恒明氏は、企業経営等の豊富な実績、幅広い知識と見識を有しておられ当社の監査業務に活かしていただけるものと判断し、社外監査役候補者いたしました。

なお、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定です。

(注) 1.手島恒明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.当社は手島恒明氏が選任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

みやばやし としろう
宮林 利郎 (昭和33年9月4日生)

補欠の社外監査役候補者

略歴及び重要な兼職の状況

昭和57年7月 デロイト・ハスキンス・アンド・セルズ公認会計士共同事務所
(現 有限責任監査法人トーマツ)入社

昭和60年7月 英和監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)入社

平成19年6月 同監査法人パートナー就任

平成28年8月 宮林公認会計士事務所長(現任)

平成29年6月 当社独立委員会委員(現任)



所有する当社の株式の数

— 一百株 —

補欠の社外監査役候補者とした理由

宮林利郎氏は公認会計士としての豊富な経験と専門的知見を有しており、それらを当社の監査業務に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者いたしました。また、会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断いたしました。

なお、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、独立役員として同取引所に届け出る予定です。

- (注) 1. 宮林利郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宮林利郎氏が、社外監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。

第5号議案

当社株式の大規模買付行為への対応策 (買収防衛策) 継続についての承認の件

当社は、平成19年6月26日開催の第78期定時株主総会において、特定株主グループ^(注1)の議決権割合^(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等^(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（買収防衛策）を導入し、直近では、平成27年6月24日開催の第86期定時株主総会で、その内容を一部改定のうえ継続いたしました（以下「現対応方針」といいます。）。現対応方針の有効期間は、平成30年6月22日開催予定の第89期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までであり、当社といたしましては、その後の社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及びさまざまな議論等を勘案しつつ、現対応方針の在り方を検討してまいりました。

その結果、平成30年5月11日開催の当社取締役会において、本定時株主総会での株主の皆様のご承認を条件に、実質的に同内容の買収防衛策（以下「本対応方針」といいます。）を継続導入することを決定しましたのでお知らせいたします。本対応方針は、当社株式に関わる大規模な買付行為の提案がなされた際、当該提案内容が当社の企業価値、株主共同の利益に及ぼす影響などについて株主の皆様が的確に判断できるよう、買付行為の提案者及び当社取締役会の双方から迅速に必要なかつ十分な情報・意見・提案などの提供がなされ、さらにそれらを検討するための必要かつ十分な時間を確保することを目的としたものであります。また、当社取締役会が株主総会を招集し、大規模買付行為に関する株主の皆様のご意思を確認することができることを明記しております。

なお、本日現在、特定の第三者から当社への大規模買付行為を行う旨の通知や提案は受けておりません。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）ならびに当該保有者との間または当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（ただし、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。
各株券等所有割合及び各株券等所有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても、一概にこれを否定するものではなく、最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の賛同を得ずに、一方的に大規模買付行為またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方としては、当社の経営理念、経営方針、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係などを十分に理解し、当社の企業価値については株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値については株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する取組

NITTAグループ(以下「当社グループ」といいます。)は、平成29年3月に新たな経営理念(以下「理念」といいます。)を制定しました。この理念においては、当社グループを取り巻くステークホルダーに対する当社グループの役割として[使命]、使命達成のために当社グループ社員が持つべき考え方として[価値観]、使命達成のために当社グループ社員が取るべき行動として[行動指針]を制定しております。この理念は、当社グループのあらゆる事業活動や社会貢献の判断基準となっており、この理念に基づき、グループ全体が一丸となり、真のグローバル企業として更なる価値創造に取り組んでまいります。

■ NITTAグループ理念

使命

Going ahead with you

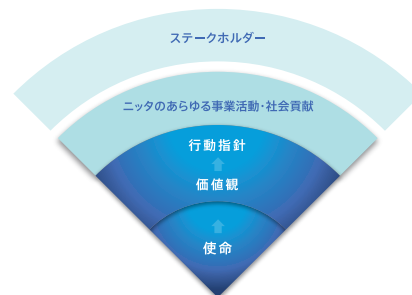
NITTAは動かす、未来へ導く製品で。
世の中を前へ、そして人々を幸せに。

価値観

熱意 Passion
進取 Innovation
誠実 Integrity
敬意 Respect

行動指針

情熱をもって挑戦し、変化を起こしつづける
柔軟な発想とものづくりで、未来を切り拓く
ひたむきに取り組み、お客様の期待を超える
互いを尊重し、グローバルに社会や環境に貢献する



当社は、1885年(明治18年)の創業以来、伝動ベルトからスタートし、搬送用ベルト、コンベヤシステム、ゴム成型品、ホース・チューブ、空調用フィルタ、メカトロ機器やセンサ製品などの分野に事業領域を拡大してまいりました。また、歯付ベルト、精密研磨資材などの事業を手がけるグループ企業を擁し、それぞれの分野で確固たる地位を築いております。グループが有する技術は基本技術から最先端技術まで多岐にわたるジャンルに貢献しており、これらの技術やノウ

ハウをグループ全体が共有することで、当社の分野にこだわらないフレキシブルなパワーが生み出されております。また、それぞれのジャンルでトップレベルの技術を持つ当社グループは、各セクションが有機的にリンクされ、即座に融合、バックアップできるシステムがあるからこそ、お客様のニーズにそった高品質な製品を提供できると考えております。

当社では、この様な考え方のもとに、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図っております。

また、上記の方針のもと、中長期経営計画「V2020」(2012年度～2020年度)を策定し、全社一丸となってその達成に取り組んでおります。

フェーズ1(2012年度～2014年度)、フェーズ2(2015年度～2017年度)では、当社グループのあるべき姿を掲げ、それを達成するための3大チャレンジとして、①新製品・新事業の創出、②グローバル化の推進、③トータルコスト競争力の向上、に取り組むことにより、フェーズ1、フェーズ2ともに売上目標を達成いたしました。

2018年度からスタートする『V2020』フェーズ3では、グループ力を結集し、変化の激しい時代への対応と『V2020』の成果を確実なものにしつつ、次なる成長を目指します。なお、2020年度の売上の目標はこれまでの成果を踏まえ、800億円から1,000億円にいたします。

その概要は以下のとおりです。

1. あるべき姿

ソフトマテリアル“複合化技術”のグローバルNo.1パートナー

2. 『V2020』フェーズ3の三大チャレンジ

フェーズ2の三大チャレンジをさらに進化させ、下記の項目に重点的に取り組みます。

(1) 新事業・新製品の創出と成長

- NITTA INNOVATION 活動の推進による新事業・新製品の創出
- 新事業分野の成長とグループ間シナジーの最大化

(2) グローバルマネジメントの推進

- NITTA ブランドの強化
- グローバル人材育成の促進
- コーポレートガバナンス、コンプライアンス、リスク管理の強化

(3) トータルコスト競争力の向上

- 生産技術の革新
- 現場改善活動の進化
- 大胆な業務改革と効率化の推進

3. 業績目標(連結)

	2017年度実績	2020年度目標
売上高	729億円	1,000億円 ^(※)
営業利益率	6.7%	8.0%
新事業・新製品売上比率	9.4%	25.0%
海外売上高比率	31%	35%

(※)2020年度の売上高1,000億円には新事業を含みます。

このような取組は、今般決定しました上記 **I** の基本方針の実現に資するものと考えております。

Ⅲ 本対応方針の内容(会社支配の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組)

1. 大規模買付ルールの設定及び本対応方針導入の目的

企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な向上または確保を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これら当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適切に判断することはできません。突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が当社の本源的な企業価値と比べて妥当か否か、を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、当社株式をそのまま継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

当社取締役会では、これらを考慮し、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する取締役会としての意見を、必要に応じて外部の専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)の助言等を受けながら慎重に検討したうえで開示いたします。

更に、必要と認めれば、大規模買付者が提案する条件の改善交渉や株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と当社取締役会から代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、最終的な判断を決定するために必要な情報と機会を与えられることとなります。

以上のことから、当社取締役会は大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益の向上または確保に合致すると考え、大規模買付行為がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定するとともに、前述 1 の基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合には、それらの者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止するための取組として、対抗措置を含めた本対応方針(別紙1のフローチャートをご参照ください。)を導入することといたしました。

2. 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

(1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を記載した意向表明書をご提出いただけます。

- ①大規模買付者の名称、住所
- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名
- ④国内連絡先
- ⑤提案する大規模買付行為の概要等

(2) 必要情報の提供

取締役会は、上記(1)の意向表明書受領後、10営業日以内に株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリストを大規模買付者に対して交付いたします。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ①大規模買付者等及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び組合員(ファンドの場合)その他の構成員を含みます。)の詳細(名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容等を含みます。)
- ②大規模買付の目的、方法及び内容(買付の対価の種類・価額、買付時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の可能性等を含みます。)
- ③買付価格の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付に係る一連の取引により生じることが予想される相乗効果の内容を含みます。)
- ④買付資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤大規模買付後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥大規模買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実及び提供された本必要情報は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合、取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。

当社取締役会は、後記の独立委員会に対し、大規模買付者から提供された情報をその都度速やかに提供し、大規模買付者による本必要情報の提供が完了したと判断されるか否かについて諮問します。独立委員会は、大規模買付者による本必要情報の提供が完了したと判断されるときは、当社取締役会に対し、その旨を速やかに勧告するものとし、その時をもって本必要情報の提供が完了したものと取扱うこととします。当社取締役会がかかる勧告を受けたときはその旨を速やかに情報開示いたします。

(3) 取締役会の意見の開示等

取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。従いまして、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。なお、大規模買付者が本必要情報の提供を完了したと判断されるか否かについては、当社取締役会は後記の独立委員会に諮問し、原則としてその判断に従います。後記のとおり、当社取締役会が独立委員会の勧告に対してその再考を促したときは、上記の取締役会評価期間はそれぞれ最大14日間延長されるものとし、また、当社取締役会が株主の皆様の意思を確認するために株主総会を招集する場合は、当該株主総会開催に要する合理的期間を延長できるものとしますが、これらの場合、株主の皆様に対し、延長した理由及び延長する日数を開示いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は必要に応じ外部の専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)の助言等を参考にしながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付行為が為された場合の対応

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や代替案を提示するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案または当社が提示する当該買付提案に対する意見や代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に、取締役の善管注意義務に基づき、後記の対抗措置をとることがあります。

具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- ①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合(いわゆるグリーンメーラーである場合)
- ②会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合

- ④会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
- ⑤上記①ないし④の場合の他、当該大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、大規模買付者による支配権取得が当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合
- ⑥当該大規模買付者の買付方法が強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付等の株式の買付を行うことをいいます。）など、株主の判断の機会または自由を制約し、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある場合
 なお、当社取締役会は、株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆様を確認することができるものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、後記の対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置の内容は後記のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや新株予約権者に対して当社株式と引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

4. 対抗措置の内容

本対応方針においては、上記3. (1)に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、上記3. (1)に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合、ならびに上記3. (2)に記載のとおり対抗措置をとる場合には、新株予約権の無償割当て（以下「無償割当」といいます。）を行います。

当社取締役会が対抗措置として行う無償割当の概要は、以下のとおりとします。

① 無償割当の対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会が別途定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主（社債、株式等の振替に関する法律第152条第1項に基づき、当該割当期日に株主名簿に記録されたものとみなされる株主をいいます。）に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

② 新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

③ 割当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当期日における当社の発行済株式総数を上限として当社取締役会が定める数とする。

④ 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

新株予約権1個当たり1円とする。

⑤ 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

⑥ 新株予約権の行使期間

新株予約権の効力発生日(ただし、新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途にこれに代わる日を定めた場合は当該日)を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当決議において当社取締役会が定める期間とする。ただし、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とする。

⑦ 新株予約権の行使条件

(i)大規模買付者、(ii)その共同保有者(金融商品取引法第27条の23の第5項に規定される者、及び同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者をいい、当社取締役会がこれに該当する者と認めた者を含む。)、(iii)その特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項に規定される者をいい、当社取締役会がこれに該当する者と認めた者を含む。)、もしくは(iv)、(i)～(iii)に該当する者から、本対応方針に基づき無償割当される新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、または(v)、(i)～(iv)に該当する者の関連者(実質的にその者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者、もしくは協調して行動する者として当社取締役会が認めた者。)は、原則として本対応方針に基づき無償割当される新株予約権を行使することができない。

⑧ その他

新株予約権の取得事由その他必要な事項については当社取締役会にて別途定めるものとする。

5. 対抗措置の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

(1) 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置しております(独立委員会規程の概要につきましては、別紙2をご参照ください。)。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役及び社外有識者^(注4)の中から、当社取締役が選任します。

平成30年6月22日以降の独立委員会の委員には、菅充行氏、中尾正孝氏、森本三義氏、手島恒明氏及び宮林朗朗氏が就任いたします(略歴につきましては、別紙3をご参照ください。)

注4:社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

(2) 大規模買付情報の提供完了

当社取締役会は、独立委員会に対し、大規模買付者から提供された情報をその都度速やかに提供し、大規模買付者による本必要情報の提供が完了したと判断されるか否かについて諮問します。独立委員会は、大規模買付者による本必要情報の提供が完了したと判断されるときは、当社取締役会に対し、その旨を速やかに勧告するものとし、その時をもって本必要情報の提供が完了したものと取扱うこととします。

(3) 対抗措置の発動の手続

本対応方針においては、上記3. (1)に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、上記3. (1)に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合、ならびに上記3. (2)に記載のとおり対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の可否について諮問し、独立委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か、または、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かを十分検討したうえで対抗措置の発動の可否について勧告を行うものとしします。

なお、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告に原則として従うものとししますが、独立委員会の判断の前提となる事実認識に重要な齟齬があり、または、独立委員会の判断の根拠が不合理であると当社取締役会が判断した場合は、独立委員会に対し、一度に限り再考を促すことができるものとします。この場合は、独立委員会は再考に必要と認められる期間(最大14日とします。)を定め、期間及びその理由を開示いたします。

また、当社取締役会は、株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(4) 対抗措置発動の停止等について

上記3. (1)または(2)において、当社取締役会が対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないとして取締役会が判断した場合には、対抗措置の発動を停止することがあります。例えば、対抗措置としての新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとして取締役会が判断した場合には、効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当後においては、独立委員会の勧告を受けたうえで、当該新株予約権を無償取得(当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。)することにより、対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、速やかに開示いたします。

6. 本対応方針が株主及び投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主及び投資家に与える影響等

本対応方針における大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を

行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、取締役会が上記4.に記載した具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等にしたがって、当該決定について適時適切に開示いたします。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、新株予約権の無償割当が行われる場合は、割当期日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割当てられることとなります。その後当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。

なお、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後(権利落日以降)に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として新株予約権の無償割当が行われる場合には、割当期日における株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受けます。また当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは必要となりません。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に基づき別途お知らせいたします。

7. 本対応方針の適用開始、有効期間、継続、廃止及び変更

本対応方針は、平成30年6月22日開催予定の本定時株主総会で株主の皆様にご諮りし、ご承認いただいた場合、その時点より発効いたします。有効期間は平成33年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとし、それ以降、本対応方針の継続(一部修正したうえでの継続を含む)については定時株主総会の承認を経ることとします。

また、本定時株主総会により承認された後であっても、①株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは当社が上場する証券取引所の上場規則等の改正またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得たうえで、本対応方針を修正し、または変更する場合があります。

本対応方針が廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、開示いたします（法令等の改正による文言の変更など軽微な変更は除きます。）。

Ⅳ 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

1. 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主全体の利益を守るために対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

2. 本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

1で述べたとおり、会社支配に関する基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、かかる会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に依るか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針は当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

また、対抗措置として新株予約権の無償割当を行うのは、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合など、厳重な客観的要件を充足する場合に限定されておりますので、本対応方針は当社株主の共同の利益を損なうものではないと考えます。

さらに、本対応方針の継続は当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

3. 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針を継続することはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告に原則として従うものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

V 買収防衛策に関する指針及び適時開示規則との整合性

本対応方針は平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」(以下「買収防衛指針」といいます。)に定める三原則①企業価値・株主共同の利益の確保、②事前開示・株主意思の原則及び③必要性・相当性の原則のすべてを充足しており、買収防衛指針に完全に沿った内容となっております。

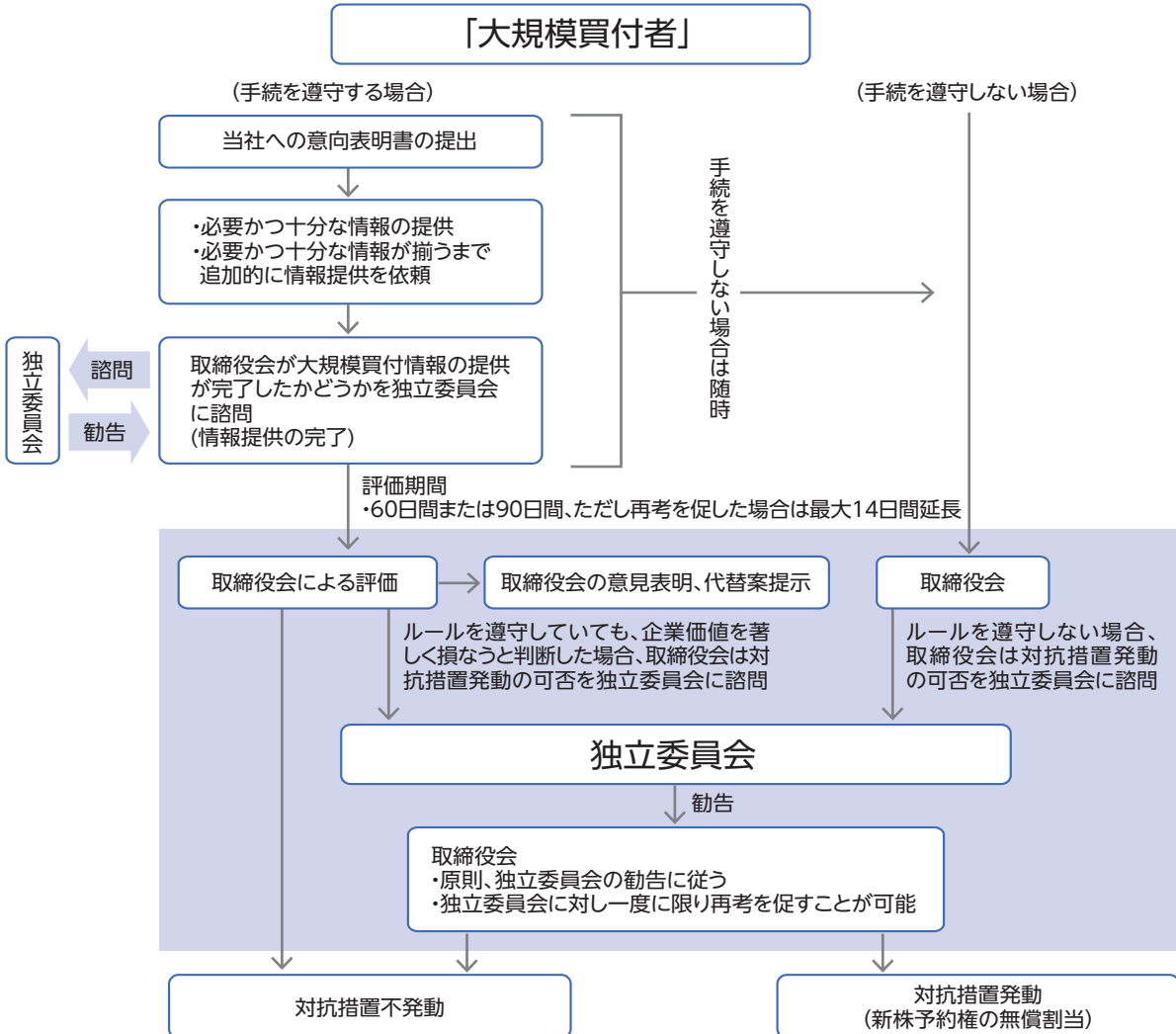
また、本対応方針は、平成20年6月30日に経済産業省が設置する企業価値研究会から公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも十分配慮したものとなっております。

加えて、本対応方針は、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨にも合致するものとなっております。

以上

別紙 1

「当社株式の大規模買付に関わる対応方針」に基づく大規模買付ルールフローチャート



別紙2

独立委員会規程の概要

- 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- 独立委員会は、取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- 独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- 独立委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以上

別紙3

独立委員会委員の略歴

菅 充行(すが みつゆき)

昭和45年 東京弁護士会登録
昭和46年 大阪弁護士会登録替
昭和49年 堺筋共同法律事務所(現任)
平成26年 当社社外取締役(現任)

中尾 正孝(なかお まさたか)

昭和51年 監査法人朝日会計社(現 有限責任 あずさ監査法人)入社
昭和54年 公認会計士登録
平成13年 同監査法人 パートナー就任
平成27年 公認会計士中尾正孝事務所所長(現任)
平成28年 当社社外取締役(現任)

森本 三義(もりもと みよし)

昭和58年 松山商科大学(現 松山大学)経営学部助教授
平成2年 松山大学経営学部教授
平成19年 松山大学学長
平成25年 松山大学経営学部教授
平成28年 当社社外監査役(現任)

手島 恒明(てしま つねあき)

昭和58年 日本生命保険相互会社入社
平成22年 同社執行役員 商品開発部長
平成26年 同社取締役常務執行役員
代理店営業本部長兼金融法人本部長
平成29年 同社取締役専務執行役員
代理店営業本部長兼金融法人本部長
平成30年 同社取締役(現任)
平成30年 株式会社ニッセイ基礎研究所 代表取締役社長(現任)

宮林 利朗(みやばやし としろう)

昭和57年 デロイト・ハスキング・アンド・セルズ公認会計士
共同事務所(現 有限責任監査法人トーマツ)入社
昭和60年 英和監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)入社
平成19年 同監査法人 パートナー就任
平成28年 宮林公認会計士事務所所長(現任)

以上

別紙 4

当社株式・株主の状況 (平成30年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

普通株式 100,000,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式 30,272,503株

(3) 株主数

4,002名

(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
新田ゴム工業株式会社	2,842	9.71
アイビーピー株式会社	2,301	7.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,564	5.34
合同会社オンガホールディングス	1,430	4.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,329	4.54
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578	1,276	4.36
ニッタ取引先持株会	943	3.22
GOLDMAN,SACHS& CO.REG	637	2.18
ニッタ共栄会	582	1.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	519	1.77

※上記のほか、当社が保有しております自己株式1,014千株があります。

※持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、米国では雇用環境が改善するとともに、個人消費や設備投資が増加し、景気は緩やかに拡大しました。欧州では、ユーロ圏を中心に設備投資や生産に回復の動きが見られるなど、景気の緩やかな回復が続きました。中国では各種政策の効果により景気を持ち直しの動きが継続したほか、他のアジア新興国経済も総じて緩やかな回復傾向が続きました。

国内経済は、世界経済の回復を受けて輸出や設備投資が持ち直すとともに、雇用・所得環境の改善が継続し、景気は緩やかな回復基調となりました。

当社グループの主要需要業界におきましては、グローバルで半導体関連業界や物流業界向けなどの需要が旺盛に推移した他、国内ではロボット関連業界、アジア地区では自動車業界向け等が堅調に推移しました。

このような環境下、当社グループの当連結会計年度における売上高は、前年度比86億円増(13.4%増)の729億6千万円となりました。

損益面でも、中長期経営計画達成のための先行コストや株式取得に伴う取得関連費用の計上などがあったものの、生産性改善効果もあり、営業利益は48億6千4百万円と前年度比5億7千5百万円(13.4%増)の増益となりました。

また、持分法適用会社の業績も堅調に推移したことにより、持分法投資利益が前年度比8億8千2百万円増加しました。この結果、経常利益は、115億7百万円と前年度比18億4千7百万円の増益(19.1%増)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、91億6千3百万円と前年度比12億7千6百万円の増益(16.2%増)となりました。

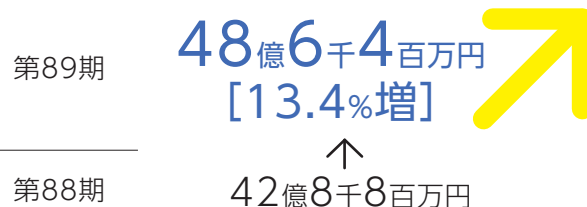
売上高



経常利益



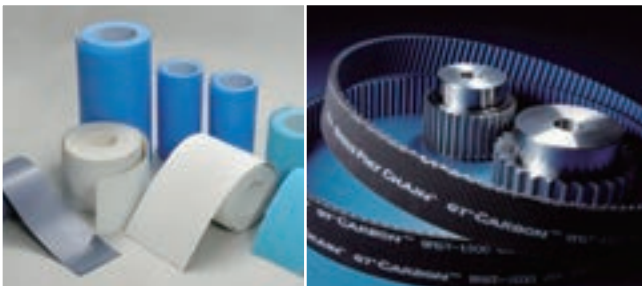
営業利益



親会社株主に帰属する当期純利益



ベルト・ゴム製品事業



売上高

売上高構成比

36.3%

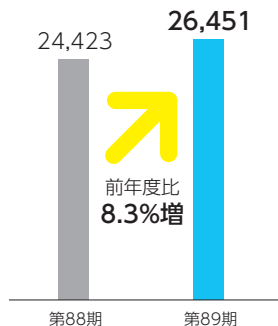
264億5千1百万円 前年度比増減 8.3% ↑

●主な事業内容

ベルト製品、搬送用製品、ゴム製品、プーリ

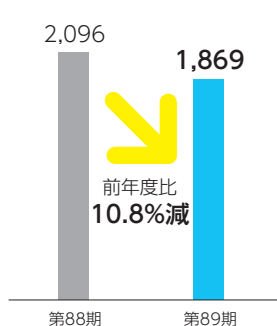
売上高

(単位:百万円)



セグメント利益

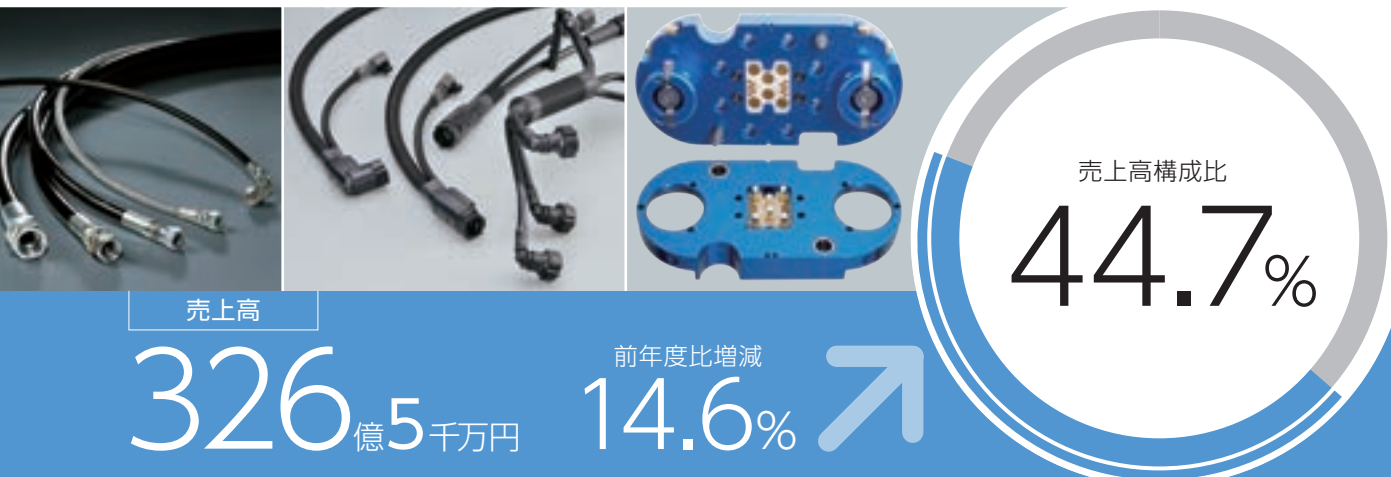
(単位:百万円)



主力のベルト製品は、国内では物流業界向けや、釣銭機などの金融機関向けの需要が堅調に推移しました。海外では、物流業界向けその他、繊維機械業界向け需要が堅調に推移しました。ゴム製品は、工作機業界向けのシール製品が堅調に推移しました。また、取扱商品もロボット業界や半導体関連業界向けが好調でした。

以上の結果、売上高は264億5千1百万円と前年度比20億2千8百万円の増加(8.3%増)となりました。セグメント利益は、先行投資負担や原材料価格の高騰の影響もあり18億6千9百万円と前年度比2億2千6百万円の減少(10.8%減)となりました。

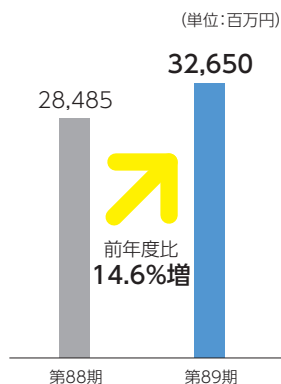
ホース・チューブ製品事業



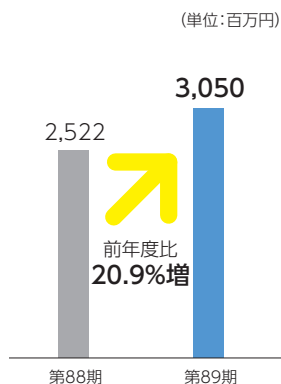
●主な事業内容

樹脂ホース・チューブ製品、金具及びフィッティング、メカトロ製品

売上高



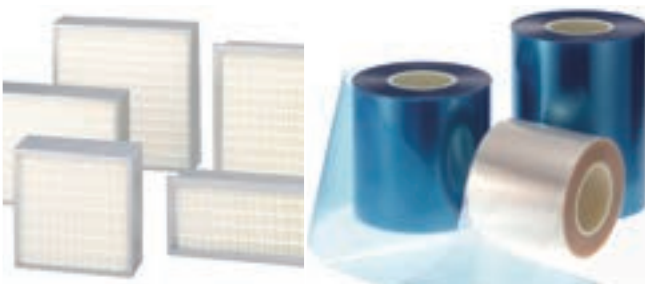
セグメント利益



国内では、建設機械業界や半導体製造装置向けチューブ製品や特殊車両用のホース製品が堅調に推移しました。海外でも、建設機械業界向けの他、自動車用燃料チューブが好調に推移しました。また、メカトロ製品もアジア地区などの自動車業界向けの需要が堅調に推移しました。

以上の結果、売上高は326億5千万円と前年度比41億6千4百万円の増加(14.6%増)となりました。セグメント利益も、30億5千万円と前年度比5億2千8百万円の増加(20.9%増)となりました。

その他産業用製品事業



売上高

101億8千8百万円 前年度比増減 28.7% ↑

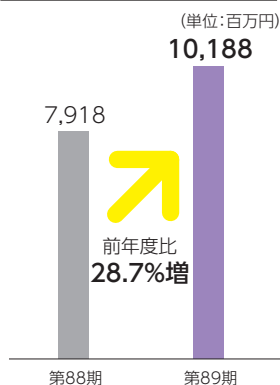
売上高構成比

14.0%

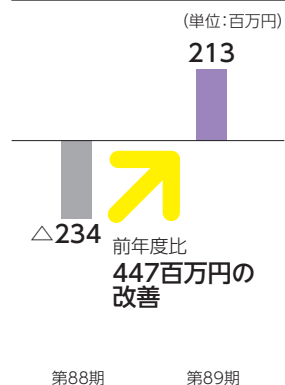
●主な事業内容

空調製品、センサ製品、感温性粘着テープ、医療用ゴム製品、プラスチック製医療機器

売上高



セグメント利益



空調製品は、国内のメンテナンス事業が引き続き堅調に推移しました。また、台湾でも設備投資需要が底堅く推移しました。感温性粘着テープは、電子部材向け用途の需要が堅調に推移しました。

また、5月に株式を取得した浪華ゴム工業株式会社の業況も堅調に推移しました。

以上の結果、売上高は101億8千8百万円と前年度比22億6千9百万円の増加(28.7%増)となりました。セグメント利益は、2億1千3百万円と前年度の2億3千4百万円の損失から4億4千7百万円の改善となりました。

不動産事業

テナントの入退去などの影響により、売上高は9億5千6百万円と前年度比2千9百万円の減少(3.0%減)となりました。セグメント利益は、3億9千4百万円と前年度比2千4百万円の減少(5.9%減)となりました。

売上高

9億5千6百万円

前年度比増減
3.0%



●主な事業内容
土地及び建物の賃貸

売上高構成比

1.3%

経営指導事業

経営指導の対象となる関連会社の主要ユーザの業界の需要が堅調に推移したため、売上高は13億9千7百万円と前年度比1億3千6百万円の増加(10.8%増)となり、セグメント利益は、11億9千2百万円と前年度比1億5千5百万円の増加(15.0%増)となりました。

売上高

13億9千7百万円

前年度比増減
10.8%



●主な事業内容
関係会社に対する経営指導

売上高構成比

1.9%

その他

「その他」の区分に含まれる自動車運転免許教習事業や北海道における山林事業で構成されるその他の事業の売上高は13億1千6百万円と前年度比3千1百万円の増加(2.4%増)となりましたが、セグメント利益は、7千4百万円と前年度比6百万円の減少(7.6%減)となりました。

売上高

13億1千6百万円

前年度比増減
2.4%



●主な事業内容
自動車運転免許教習事業、山林事業、
畜産事業、業務受託

売上高構成比

1.8%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は39億9千5百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

当社

名張工場 新工場棟及びホース・チューブ製品製造設備

子会社

ニッタコーポレーションオブアメリカ 新工場棟

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

当社

奈良工場 ベルト製品製造設備

子会社

ニッタムアーメキシコ 工場増築用土地

ニッタコーポレーションオブアメリカ ベルト製品製造設備

③ 重要な固定資産の売却、撤去、減失

生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去または減失に該当する事項はありません。

(3) 資金調達の状況

資金調達につきましては、特に重要なものではありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、総じてみれば、世界経済の回復が続くものと見込まれますが、各国政策の不確実性による景気への影響、中国及び新興国経済の成長鈍化懸念、為替や原材料価格の変動等、不確定要素が多く先行きは予断を許さない状況です。

このような環境下において、当社グループは、中長期経営計画『V2020』フェーズ3の初年度にあたって、なすべき諸施策を確実に実行してまいります。

次期の連結業績につきましては、売上高は880億円(前

年度比20.6%増)、損益面では、原材料価格の上昇や設備投資増による減価償却費の増加はありますが、営業利益は56億円(前年度比15.1%増)、経常利益は121億円(前年度比5.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は96億円(前年度比4.8%増)の増収増益を予想しております。

株主様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

中長期経営計画「V2020」フェーズ3の概要

あるべき姿

ソフトマテリアル“複合化技術”のグローバルNo.1パートナー

「V2020」フェーズ3の三大チャレンジ

1 新事業・新製品の創出と成長

- NITTA INNOVATION活動の推進
- 新事業分野への展開とグループ間シナジーの最大化

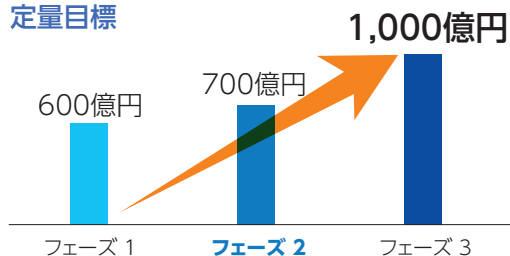
2 グローバルマネジメントの推進

- NITTA ブランドの強化
- グローバル人材育成の促進
- コーポレートガバナンス、コンプライアンス、リスク管理の強化

3 トータルコスト競争力の向上

- 生産技術の革新
- 現場改善活動の進化
- 大胆な業務改革と効率化の推進

定量目標



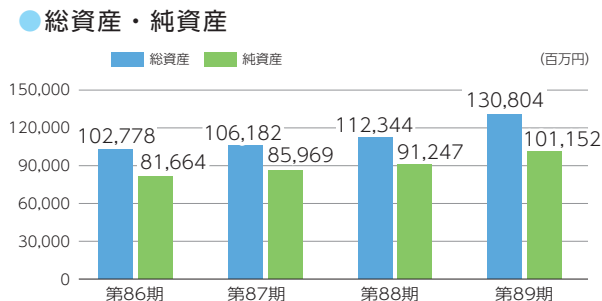
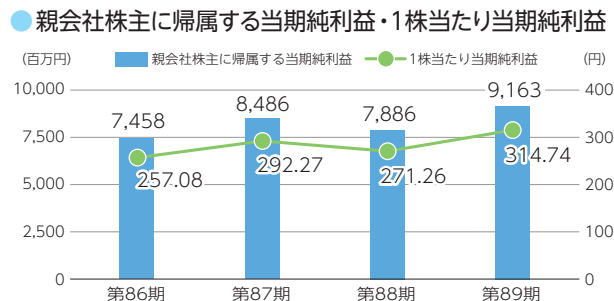
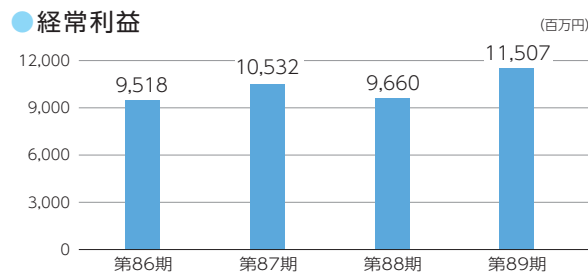
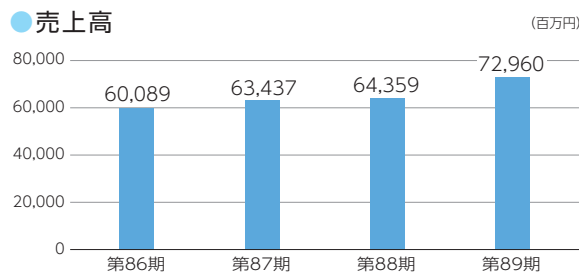
	フェーズ1実績	フェーズ2実績	フェーズ3目標
	2012年～2014年度	2015年～2017年度	2018年～2020年度
売上高	600億円	729億円	1,000億円 ^(※)
営業利益率	6.5%	6.7%	8.0%
新事業・新製品売上比率	7.0%	9.4%	25.0%
海外売上比率	31%	31%	35%

(※)2020年度の売上高1,000億円には新事業を含みます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成26年度 第86期	平成27年度 第87期	平成28年度 第88期	平成29年度 第89期 (当連結会計年度)
売上高	60,089百万円	63,437百万円	64,359百万円	72,960百万円
経常利益	9,518百万円	10,532百万円	9,660百万円	11,507百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	7,458百万円	8,486百万円	7,886百万円	9,163百万円
1株当たり当期純利益	257.08円	292.27円	271.26円	314.74円
総資産	102,778百万円	106,182百万円	112,344百万円	130,804百万円
純資産	81,664百万円	85,969百万円	91,247百万円	101,152百万円

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。なお、当社は、第86期において、従業員持株会信託型ESOPを導入しており、当該信託が保有する当社株式を自己株式に加算しております。



(6) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社パワーテクノ	50百万円	100.0%	伝動・搬送用ベルト等の販売
ニッタテクノ株式会社	10百万円	100.0%	伝動・搬送用ベルト等の販売
関西化工株式会社	20百万円	100.0%	伝動・搬送用ベルト等の販売
協和工業株式会社	30百万円	100.0%	空気清浄製品の販売
ニッタコーポレーションオブアメリカ	11百万US\$	100.0%	伝動・搬送用ベルト等の製造・販売
ニッタムアーメキシコ	11百万US\$	100.0%	樹脂ホース、チューブ等の製造・販売
韓国ニッタムアー株式会社	450百万WON	50.0%	樹脂ホース、チューブ等の製造・販売
ニッタムアー科技(常州)有限公司	59百万人民币元	100.0%	樹脂ホース、チューブ等の製造・販売

②企業結合の成果

当社の連結対象会社は、上記の重要な8社を含め、連結対象子会社32社、持分法適用関連会社10社で構成されております。

当期の連結売上高は、729億6千万円(前年度比13.4%増)となりました。

また、連結経常利益は、115億7百万円(前年度比19.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は、91億6千3百万円(前年度比16.2%増)となりました。

③技術提携の状況

技術提携の主要な相手先は、ドイツのトランスノルムシステム社及び米国のテクスキャン社等であります。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要製品
ベルト・ゴム製品事業	ベルト製品、搬送用製品、ゴム製品、プーリ
ホース・チューブ製品事業	樹脂ホース・チューブ製品、金具及びフィッティング、メカトロ製品
その他産業用製品事業	空調製品、センサ製品、感温性粘着テープ、医療用ゴム製品、プラスチック製医療機器
不動産事業	土地及び建物の賃貸
経営指導事業	関係会社に対する経営指導
その他	自動車運転免許教習事業、山林事業、畜産事業、業務受託

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

名 称	所 在 地
本社	大阪府大阪市浪速区
名古屋支店	愛知県名古屋市中村区
北陸営業所	石川県金沢市
奈良工場	奈良県大和郡山田市
高知工場	高知県香美市

② 子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地
株式会社パワーテクノ	東京都葛飾区
関西化工株式会社	兵庫県神戸市長田区
ニッタコーポレーションオブアメリカ	米 国 ジョージア州
韓国ニッタムアー株式会社	大 韓 民 国 慶尚北道龜尾市

名 称	所 在 地
東京支店	東京都中央区
福岡営業所	福岡県福岡市博多区
静岡営業所	静岡県静岡市葵区
名張工場	三重県名張市
北海道事業所	北海道中川郡別町

名 称	所 在 地
ニッタテクノ株式会社	広島県広島市中区
協和工業株式会社	東京都中央区
ニッタムアーメキシコ	メ キ シ コ サンルイスポトシ州
ニッタムアー科技(常州)有限公司	中 華 人 民 共 和 国 江 蘇 省

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,900名	629名増

②当社の従業員数

従業員数	前年度比増減
998名	13名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は少数のため省略しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	499百万円
日本生命保険相互会社	100百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成29年7月28日開催の取締役会決議に基づき、平成29年12月27日付で東洋ゴム工業株式会社グループの化工品事業を承継するために設立したニッタ化工品株式会社の株式を100%取得したことにより子会社化しました。

2 会社の株式に関する事項

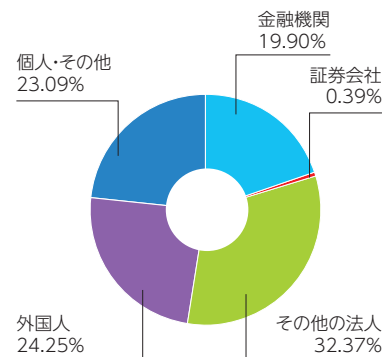
- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 30,272,503株
 (3) 株主数 4,002名
 (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
新田ゴム工業株式会社	2,842	9.71
アイビーピー株式会社	2,301	7.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,564	5.34
合同会社オンガホールディングス	1,430	4.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,329	4.54
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578	1,276	4.36
ニッタ取引先持株会	943	3.22
GOLDMAN,SACHS& CO.REG	637	2.18
ニッタ共栄会	582	1.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	519	1.77

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

2. 当社は、自己株式1,014,791株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口)所有の当社株式125,800株を含んでおりません。

ご参考 所有者別株式分布状況



3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
新田 元庸	代表取締役社長(執行役員)	
西村 修	取締役 (常務執行役員、テクニカルセンター長兼 デバイス機能材事業グループ管掌)	
井上 一美	取締役(常務執行役員、ニッタ・ムアール事業部長)	
芳村 恵司	取締役(執行役員、奈良工場長兼生産技術センター長兼 安全環境品質、購買担当)	
石切山 靖順	取締役(執行役員、工業資材事業部長)	
小林 武史	取締役(執行役員、総務CSR、経営管理、人事担当)	
菅 充行	取締役	堺筋共同法律事務所 弁護士
中尾 正孝	取締役	公認会計士中尾正孝事務所長 オカダアイオン(株)社外監査役
藤田 浩治	常勤監査役	
井上 清孝	常勤監査役	
正殿 博章	監査役	ニッセイ保険エージェンシー(株) 代表取締役社長
森本 三義	監査役	松山大学経営学部教授

- (注) 1. 取締役 菅 充行及び中尾正孝の両氏は、社外取締役であります。なお、両氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 正殿博章及び森本三義の両氏は、社外監査役であります。なお、両氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 平成29年6月23日開催の第88期定時株主総会において、小林武史氏が取締役新たに選任され、また、井上清孝氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
- (2) 取締役 國枝信孝氏、大塚一彦氏及び常勤監査役 永矢敏則氏の各氏は、平成29年6月23日開催の第88期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
4. 監査役 森本三義氏は、平成30年3月31日をもって松山大学経営学部教授を退官しております。
5. 当社は、執行役員制度を導入しており、平成30年3月31日現在の執行役員は上表6名の兼務取締役のほか、次のとおりであります。

氏 名	地位及び担当
滋 野 隆 広	執行役員 (関係会社担当兼東京支店長)
島 田 晴 示	執行役員 (ニッタ・ムアー事業部副事業部長 技術・製造担当兼名張工場長)
篠 田 重 喜	執行役員 (経営戦略室長)
吉 田 隆 彦	執行役員 (テクニカルセンター副センター長兼開発研究グループ長兼知的財産グループ長)

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	10名	221百万円 (うち社外取締役2名13百万円)
監 査 役	5名	49百万円 (うち社外監査役2名13百万円)

- (注) 1. 期末現在役員は、取締役8名、監査役4名ですが、支給人員及び支給額には、当期中に退任した取締役2名、監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成28年6月24日開催の第87期定時株主総会決議において年額300百万円以内(うち社外取締役20百万円以内)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第65期定時株主総会決議において年額80百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

社外役員の重要な会議への出席の状況ならびに発言の状況

氏名	出席の状況 (出席回数)	主な活動状況
菅 充 行	取締役会13回/13回中 社外役員連絡会 10回/10回中 CSR推進・リスク管理 委員会4回/4回中	社外役員連絡会において、独立した客観的立場に基づく情報交換・認識共有を行い、取締役会において、公正・中立な立場で業務執行の妥当性・適正性等について適宜質問し、意見を述べるとともに、専門分野を含めた幅広い経験、見識を経営の意思決定に反映させております。 また、CSR推進・リスク管理委員会にて、グループ全体のリスクマネジメント推進について助言を行っております。
中 尾 正 孝	取締役会13回/13回中 社外役員連絡会 10回/10回中 CSR推進・リスク管理 委員会4回/4回中	社外役員連絡会において、独立した客観的立場に基づく情報交換・認識共有を行い、取締役会において、公正・中立な立場で業務執行の妥当性・適正性等について適宜質問し、意見を述べるとともに、専門分野を含めた幅広い経験、見識を経営の意思決定に反映させております。 また、CSR推進・リスク管理委員会にて、グループ全体のリスクマネジメント推進について助言を行っております。
正 殿 博 章	取締役会13回/13回中 監査役会11回/11回中 社外役員連絡会 10回/10回中 CSR推進・リスク管理 委員会4回/4回中	社外役員連絡会において、独立した客観的立場に基づく情報交換・認識共有を行い、取締役会において、意思決定の適法性・違法性等について適宜質問し、意見を述べております。 また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、CSR推進・リスク管理委員会にて、グループ全体のリスクマネジメント推進について助言を行っております。
森 本 三 義	取締役会13回/13回中 監査役会11回/11回中 社外役員連絡会 10回/10回中 CSR推進・リスク管理 委員会4回/4回中	社外役員連絡会において、独立した客観的立場に基づく情報交換・認識共有を行い、取締役会において、意思決定の適法性・違法性等について適宜質問し、意見を述べております。 また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、CSR推進・リスク管理委員会にて、グループ全体のリスクマネジメント推進について助言を行っております。

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は13回、監査役会の開催回数は11回、社外役員連絡会の開催回数は10回、CSR推進・リスク管理委員会の開催回数は4回であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結し、同法第425条第1項に定める額を責任の限度とします。

③ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--------------------------------|-------|
| ①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 51百万円 |
| ②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 | 一百万円 |
| ③当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 51百万円 |

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

④監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意をした理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の決定に同意しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、ニッナムアーメキシコ、韓国ニッナムアー株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

6 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議をしております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会は、株主総会及び取締役会議事録を文書で記録し、10年間保存する。

また、その他重要文書は、社内規程に則り管理する。なお、監査役は、いつでもこれらの文書を閲覧することができる。

② 取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのCSR推進並びにリスク管理を統括する機関として、取締役及び監査役等が出席する「CSR推進・リスク管理委員会」を定期的開催し、グループ全体のCSR推進並びにリスク管理に係る課題・対応を審議する。

○ 当社グループの役員及び使用人の法令等遵守の徹底とCSR活動の推進のために、「NITTAグループ行動憲章」を定めるとともに、「CSR推進・リスク管理委員会」内に「CSR推進部会」を設け、役員及び使用人への教育・研修を推進する。

○ リスク管理を担当する機関として、「CSR推進・リスク管理委員会」内に「リスク管理部会」を設置し、リスクの把握及び回避・低減・未然防止に取り組む。

○ 不祥事の未然防止や早期発見を目的に、経営陣から独立した内部通報制度(NITTAグループホットライン)を設ける。

○ 事業活動において、品質・環境・労働安全衛生の継続的改善の実行に取り組む。

○ 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事故その他の事象が発生した場合の初動対応を指揮命令する機関として、「危機管理本部」を発動し、損害の拡大あるいは事業が継続できなくなるリスクに対応する。

○ 財務報告の適正性を確保するための体制を構築し、運用する。

○ 当社グループのリスクに関する内部監査を実施する体制を整備し、運用する。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

○ 当社グループにおける各職位の権限及び責任の範囲については、「職務権限規程」、「稟議決裁規程」並びに「関係会社管理規程」により適切に定め、効率的に職務執行する体制を確保する。

○ 取締役会の意思決定の迅速化とリスク管理のため、重要事項は、常勤役員で構成される経営会議で事前に協議・検討した後、取締役会で審議を行う。

○ 執行役員制度の下、取締役会の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離させるとともに業務執行権限の委譲を行い、効率的な業務執行を図る。

- ④ **当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- 関係法令及び「NITTAグループ行動憲章」等に基づいて、公正な取引、企業倫理、環境保全及び社会貢献等の推進及び啓発活動を行う。
 - 当社グループ会社の管理については、「関係会社管理規程」に基づき、主管部門を定め、管理・助言・指導を行うとともに、経営上必要な事項に関しては、主管部門を通じて当社への定期的な報告を義務づける。
 - 次のような事項に関しては、担当部署を定め、当社とグループ会社で協力、支援を行う。
 - a. CSR、ISO、労働安全衛生の推進
 - b. 非常事態発生時の当社への報告体制等を定めた「危機管理マニュアル」作成
 - c. 当社内部監査部門による監査
- ⑤ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
監査役は、その職務を補助する組織を設け、監査役会の主導で職務を遂行する専属の使用人を置く。また、内部監査担当者をはじめ、社内関係者により協力を行う。
- ⑥ **前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項**
前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命、異動に関しては、事前に監査役会と協議する。
- ⑦ **当社並びに当社子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- 当社グループの役員及び使用人が監査役に報告すべき事項は、法令、定款その他の社内規程に定められた事項とする。
 - 内部通報制度の一次窓口を外部に委託し、二次窓口は社外取締役並びに監査役として一次窓口から報告を受取る。
 - 当社グループの役員及び使用人が、通報者の氏名等を知りえた場合であっても、通報したことを理由として通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課における否定的評価、その他通報者に対して不利益取扱いをしてはならない。
- ⑧ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**
- 監査役は、取締役会、経営会議、業況報告会等の重要会議に出席し、意見を述べることができ、これら監査役職務の執行について生ずる費用等の請求については、その内容にかかわらず遅滞なく全額を支払う。
- また、内部監査部門並びに子会社の監査役は、実施した監査結果に関して、監査役と定期的な報告会を行い、情報の共有化を図る。
- ⑨ **反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況**
- 当社は、反社会的勢力排除に向け、市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える勢力・団体には法令に基づき毅然として対処する。その旨を「NITTAグループ行動憲章」に定め、反社会的勢力と一切の関係を遮断

するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。

反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を総務CSRグループとし、事案発生時の報告及び対応に係るマニュアル等の整備を行い、反社会的勢力には警察・暴力追放センター等関連機関と連携を図り、組織的に対処する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社は、内部統制システムの不断の見直しによって、当社及び当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制(内部統制システム)の整備・強化に取り組んでおります。

当社及びグループ会社の内部統制システムの整備並びに運用状況の有効性を当社の内部監査部門がモニタリングしてこれを評価し、改善を行っております。

② コンプライアンス

当社は、「NITTAグループ行動憲章」を制定し、コンプライアンスについて、社内研修やeラーニングでの教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを定期的に行っております。

また、当社は、「CSR推進・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンス並びに環境・安全・衛生等、CSRに関する事項について討議・検討を行っております。当期は、同委員会を4回開催しました。更に、「CSR推進部会」を設置して定期的に開催しています。

また、当社グループ内の不正行為等の未然防止や早期発見を目的とした内部通報制度(NITTAグループホットライン)を設け、運営しております。

③ リスク管理体制

当社は、前述のとおり、「CSR推進・リスク管理委員会」を設置し、同委員会において災害・事故への対応やリスク管理についても討議・検討を行っております。また、「リスク管理部会」を設置して定期的に開催し、リスクの把握及び回避・防止に取り組んでおります。

④ 内部監査

当社の内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施いたしました。

内部監査の結果については、定期的に当社の監査役と連携を図りながら、社外取締役並びに社外監査役が出席するCSR推進・リスク管理委員会において、取締役及び監査役に報告しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容及びその取組み(概要)

当社取締役会は、上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても、一概にこれを否定するものではなく、最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の賛同を得ずに、一方的に大規模買付行為またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方としては、当社の経営理念、経営指針、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係などを十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社は、当社株式の大規模な買付行為がなされた場合において、これを受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであるという考えから、平成19年6月26日開催の株主総会において、買収防衛策の導入は株主総会の決議で定めることができるとする定款変更を行いました。また、同時に買収防衛策の内容についても株主の皆様にお諮りし、ご承認いただいております。また、本買収防衛策の有効期間は2年間としておりましたので、平成21年6月25日開催の第80期定時株主総会において、同内容の買収防衛策の有効期間を3年に変更したうえで、平成24年6月26日開催の第83期定時株主総会及び平成27年6月24日開催の第86期定時株主総会において承認を得て継続しております。

なお、その概要は次のとおりであります。

議決権割合が20%以上となるような当社株式の大規模買付行為を行おうとする者(当社取締役会が同意したものを除く)に対し、(1)事前に大規模買付者の概要、買付目的、買付価格の根拠及び経営方針などに関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提出すること、(2)当社取締役会による当該大規模買付行為に対する評価期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるべきであること、とするルールを設定し、このルールが遵守されない場合には、株主利益の保護のため、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う可能性があることといたしました。

また、大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に、取締役の善管注意義務に基づき、前記の対抗措置をとることもあるとしております。

なお、公正を期するため、大規模買付行為に対して、取締役会が講じる措置の是非を検討し、取締役会に勧告する機関として、当社の社外取締役、社外監査役及び社外有識者による独立委員会を設置しております。

② 具体的な取組みに対する当社取締役の判断及びその理由

①に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第89期 (平成30年3月31日現在)	第88期(ご参考) (平成29年3月31日現在)	科目	第89期 (平成30年3月31日現在)	第88期(ご参考) (平成29年3月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	67,657	60,580	流動負債	21,606	15,247
現金及び預金	25,645	24,977	支払手形及び買掛金	13,847	11,307
受取手形及び売掛金	21,705	16,966	電子記録債務	1,968	654
電子記録債権	6,738	3,859	短期借入金	281	—
有価証券	2,000	6,000	未払法人税等	720	450
たな卸資産	9,093	6,597	賞与引当金	976	939
繰延税金資産	769	684	その他	3,813	1,895
その他	1,751	1,534	固定負債	8,045	5,849
貸倒引当金	△47	△38	長期借入金	761	499
固定資産	63,147	51,764	繰延税金負債	1,887	833
有形固定資産	23,414	19,376	役員退職慰労引当金	—	39
建物及び構築物	12,916	10,642	退職給付に係る負債	4,286	3,403
機械装置及び運搬具	5,677	4,182	その他	1,110	1,073
工具器具及び備品	925	782	負債合計	29,652	21,097
土地	3,015	2,650			
リース資産	24	13	純資産の部		
建設仮勘定	723	978	株主資本		
その他	130	127	資本金	8,060	8,060
無形固定資産	1,292	533	資本剰余金	7,873	7,873
ソフトウェア	272	283	利益剰余金	81,237	73,624
のれん	953	170	自己株式	△1,829	△1,919
その他	66	79	株主資本合計	95,342	87,639
投資その他の資産	38,440	31,854	その他の包括利益累計額		
投資有価証券	36,888	30,555	その他有価証券評価差額金	3,400	2,258
長期貸付金	25	55	為替換算調整勘定	583	38
退職給付に係る資産	284	258	退職給付に係る調整累計額	74	△143
繰延税金資産	152	107	その他の包括利益累計額合計	4,058	2,152
その他	1,166	932	非支配株主持分	1,750	1,455
貸倒引当金	△76	△54	純資産合計	101,152	91,247
資産合計	130,804	112,344	負債及び純資産合計	130,804	112,344

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第89期 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)	第88期(ご参考) (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)
売上高	72,960	64,359
売上原価	53,939	46,790
売上総利益	19,021	17,569
販売費及び一般管理費	14,156	13,280
営業利益	4,864	4,288
営業外収益	6,998	5,974
受取利息	73	62
受取配当金	127	138
業務代行収入	275	300
持分法による投資利益	6,275	5,393
その他	246	80
営業外費用	355	603
支払利息	23	14
業務代行費用	253	336
為替差損	33	219
その他	45	32
経常利益	11,507	9,660
特別利益	9	91
固定資産売却益	9	53
投資有価証券売却益	—	8
受取保険金	—	29
特別損失	87	212
固定資産売却・除却損	16	12
造林圧縮損	—	23
減損損失	71	146
その他	—	29
税金等調整前当期純利益	11,429	9,539
法人税、住民税及び事業税	1,626	1,430
法人税等調整額	384	13
当期純利益	9,419	8,095
非支配株主に帰属する当期純利益	255	208
親会社株主に帰属する当期純利益	9,163	7,886

連結株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,060	7,873	73,624	△1,919	87,639
当期変動額					
剰余金の配当			△1,550		△1,550
親会社株主に帰属する当期純利益			9,163		9,163
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分				91	91
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	7,612	90	7,703
当期末残高	8,060	7,873	81,237	△1,829	95,342

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	2,258	38	△143	2,152	1,455	91,247
当期変動額						
剰余金の配当						△1,550
親会社株主に帰属する当期純利益						9,163
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						91
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,142	544	218	1,906	294	2,200
当期変動額合計	1,142	544	218	1,906	294	9,904
当期末残高	3,400	583	74	4,058	1,750	101,152

(ご参考)連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	第89期	第88期
	(平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)	(平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,053	9,347
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,258	△4,211
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,452	△1,787
現金及び現金同等物に係る換算差額	145	△357
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△8,511	2,991
現金及び現金同等物の期首残高	30,617	27,625
現金及び現金同等物の期末残高	22,105	30,617

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第89期 (平成30年3月31日現在)	第88期(ご参考) (平成29年3月31日現在)	科目	第89期 (平成30年3月31日現在)	第88期(ご参考) (平成29年3月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	42,932	45,207	流動負債	13,672	11,751
現金及び預金	15,381	18,532	支払手形	27	49
受取手形	3,313	3,535	電子記録債務	1,203	520
電子記録債権	5,720	2,734	買掛金	9,503	8,609
売掛金	10,056	10,372	短期借入金	600	600
有価証券	2,000	6,000	未払金	516	464
商品及び製品	1,939	1,565	未払費用	189	184
仕掛品	85	81	未払法人税等	315	207
原材料及び貯蔵品	874	720	預り金	282	166
前払費用	77	79	賞与引当金	889	849
繰延税金資産	386	356	設備関係支払手形	138	91
その他	3,126	1,260	その他	4	7
貸倒引当金	△30	△29	固定負債	4,991	4,680
固定資産	47,265	37,935	長期借入金	355	499
有形固定資産	14,738	13,804	退職給付引当金	3,158	3,120
建物	8,721	8,237	役員退職慰労引当金	—	39
構築物	362	315	繰延税金負債	464	—
機械装置	2,618	2,479	その他	1,013	1,021
車両運搬具	15	10	負債合計	18,663	16,432
工具器具備品	539	561			
土地	1,714	1,714	純資産の部		
建設仮勘定	566	292	株主資本		
その他	199	193	資本金	8,060	8,060
無形固定資産	264	289	資本剰余金		
ソフトウェア	231	255	資本準備金	7,608	7,608
その他	33	34	その他資本剰余金		
投資その他の資産	32,262	23,840	自己株式処分差益	264	264
投資有価証券	12,476	9,615	資本剰余金合計	7,873	7,873
関係会社株式	13,260	8,652	利益剰余金		
関係会社出資金	5,611	4,938	利益準備金	503	503
関係会社長期貸付金	556	197	その他利益剰余金		
長期前払費用	13	47	圧縮積立金	250	255
前払年金費用	284	258	別途積立金	12,900	12,900
繰延税金資産	—	42	繰越利益剰余金	40,498	36,873
その他	111	139	利益剰余金合計	54,152	50,532
貸倒引当金	△53	△53	自己株式	△1,829	△1,919
資産合計	90,198	83,142	株主資本合計	68,258	64,547
			評価・換算差額等		
			その他有価証券評価差額金	3,276	2,163
			評価・換算差額等合計	3,276	2,163
			純資産合計	71,534	66,710
			負債及び純資産合計	90,198	83,142

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第89期	第88期(ご参考)
	(平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで)	(平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)
売上高	48,369	44,167
売上原価	37,296	33,829
売上総利益	11,072	10,338
販売費及び一般管理費	8,576	8,403
営業利益	2,496	1,934
営業外収益	3,897	5,988
受取利息	31	28
受取配当金	3,539	5,610
業務代行収入	275	300
雑収入	49	48
営業外費用	279	487
支払利息	8	13
業務代行費用	253	336
雑損失	17	—
その他	—	137
経常利益	6,114	7,434
特別利益	0	39
受取保険金	—	29
投資有価証券売却益	—	8
その他	0	1
特別損失	83	206
固定資産売却損	0	—
固定資産除却損	11	6
造林圧縮損	—	23
減損損失	71	146
その他	—	29
税引前当期純利益	6,031	7,267
法人税、住民税及び事業税	871	697
法人税等調整額	△10	△5
当期純利益	5,170	6,576

株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	8,060	7,608	264	7,873	503	255	12,900	36,873	50,532
当期変動額									
剰余金の配当								△1,550	△1,550
圧縮積立金の取崩						△5		5	—
当期純利益								5,170	5,170
自己株式の取得									
自己株式の処分									
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△5	—	3,625	3,620
当期末残高	8,060	7,608	264	7,873	503	250	12,900	40,498	54,152

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,919	64,547	2,163	2,163	66,710
当期変動額					
剰余金の配当		△1,550			△1,550
圧縮積立金の取崩		—			—
当期純利益		5,170			5,170
自己株式の取得	△1	△1			△1
自己株式の処分	91	91			91
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			1,113	1,113	1,113
当期変動額合計	90	3,710	1,113	1,113	4,823
当期末残高	△1,829	68,258	3,276	3,276	71,534

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

ニッタ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 前川 英樹 (印)
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 入山 友作 (印)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニッタ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッタ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

ニッタ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 前川 英 樹 (印)

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 入 山 友 作 (印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニッタ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定めた監査計画を策定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等を定めた監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月11日

ニッタ株式会社 監査役会

常勤監査役 藤田浩治 (印)

常勤監査役 井上清孝 (印)

社外監査役 正殿博章 (印)

社外監査役 森本三義 (印)

以上

株主優待制度のご案内

当社では下記の株主優待制度を実施しております。

また、当社株式を長期間保有していただいている株主様のご支援にお応えするべく長期保有の株主様への優待制度を設けておりますので、ご案内申し上げます。なお、**優待品が乳製品のため、発送時期は夏期を避けて例年11月頃となります。**

対象株主

毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主様

優待内容

グループ会社製品及び北海道の特産品

①保有期間3年以上の株主様

長期保有の株主様への優待制度

※毎年3月31日及び9月30日の株主名簿に、同一の株主番号で連続7回以上記載されていること

100株以上：3,000円相当

1,000株以上：6,000円相当



優待品例(6,000円相当)

②保有期間3年未満の株主様

100株以上：1,200円相当

1,000株以上：3,000円相当

※優待内容につきましては、予告なく変更されることがあります。予めご了承ください。

株主総会会場ご案内略図

大阪市浪速区桜川四丁目4番26号
本社 11階会議室

電話(06)6563-1211(代)

○当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮いただきたくお願い申し上げます。
○当日の受付時間は、午前9時からとなっております。



アクセス

- J R・大阪環状線「大正駅」……………改札口から東へ徒歩約6分
- 地下鉄・長堀鶴見緑地線「大正駅」……………4番出口から東へ徒歩約5分
- 地下鉄・千日前線「桜川駅」……………4番出口から西へ徒歩約7分
- 阪神・阪神なんば線「桜川駅」……………1番出口から西へ徒歩約5分
- 南海・汐見橋線「汐見橋駅」……………改札口から西へ徒歩約5分



ニッタ株式会社

<http://www.nitta.co.jp/>

